

事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和 5年 3月31日

事業所名 エデンの家

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	① 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		集中できるように課題の提示や環境に配慮している。	基準に沿ったスペースの確保をしています。
	② 職員の配置数は適切である	○			写真と資格の掲示はしていますがよりわかり易いように配置基準等についても掲示します。
	③ 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		児に応じた構造化の設定をしています。	
	④ 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		掲示品は子どもの障害特性に応じた目線に合わせています。視界に入ることによって落ち着かない児に対しては環境に配慮しています。	
業務改善	⑤ 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○			事業に関わる職員全員で確認をし実施しています。
	⑥ 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○			評価結果を活かし改善に繋げていきます。
	⑦ 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○			結果については公開していません。
	⑧ 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○		外部評価は受けていないため、今後評価を受けるようにします。令和6年度受審予定
	⑨ 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		事業所内研修は全員が参加できるように日程の調整を図っています。	
適切な支援の提供	⑩ アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		相談支援事業所の計画相談を下に、保護者からの聞き取りを行い作成しています。	
	⑪ 子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		必要事項については各専門機関から情報を得ています。	事業所独自のアセスメントツールを使用しているため、統一されたツール使用が必要となれば今後は利用していきます。
	⑫ 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		ガイドライン項目の中から優先順位の高い項目のみを計画に記入しています。	
	⑬ 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○			
	⑭ 活動プログラムの立案をチームで行っている	○		事業ごとに担当者が中心となり、チームで立案しています。	
	⑮ 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		月ごとに複数のプログラムを準備して実施しています。	
	⑯ 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○			
	⑰ 支援開始前には職員間で必ず打ち合わせをし、その日行われる支援内容や役割分担について確認している	○			
	⑱ 支援終了後には、職員間で必ず打ち合わせをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○			
⑲ 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証、改善につなげている	○		月末にはまとめをして、再確認を実施しています。		

	⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		半年に一度、実施しています。	
関係機関や保護者との連携	㉑	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○			
	㉒	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○			
	㉓	(医療ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行っている	○		医療機関との連携は少ないため、疑問等がある場合は保護者を通じて関係機関に確認をしています。	
	㉔	(医療ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	○		主治医と直接に連携は取られていないため、必要な情報については出向いて収集しています。	
	㉕	移行支援として、保育所や認定子ども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚園)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		保育所等訪問支援事業や個別支援計画等を活用し、理解を図っています。	
	㉖	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		保育所等訪問支援事業の活用や支援シートの活用により理解を図っています。	
	㉗	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		研修等に参加をしています。	
	㉘	保育所や認定子ども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	○			併用している児童については事業所としての機会は設けていません。しかし、重症心身障害のある子どもについては、保育所の行事等に参加させてもらっています。今年度は新型コロナウイルス拡大防止の為行っていません。
	㉙	(自立支援)協議会子ども部下や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○			定例会や研修等に参加しているので経過や内容について報告しています。
	㉚	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		帰りの会には保護者と話す機会を設けています。	
保護者への説明責任等	㉛	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレントプログラム等)の支援を行っている	○		事業所内職員による制度説明をおこなっています。	
	㉜	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		利用契約時に説明をしています。	
	㉝	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		契約時及び定期的なモニタリング時に計画書を説明し同意を頂いています。	
	㉞	定期的に、保護者から子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		帰りの会や送迎時に保護者と話す機会を設けています。	
	㉟	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○	○	組織としてはありませんが、行事等に保護者同士が話出来る時間を設けています。	
	㊱	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の態勢を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		内容等により時間を調整して話を聞いています。	
	㊲	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		毎月の行事予定を配布しています。	
	㊳	個人情報の取り扱いに十分に注意している	○		個人ケースは事務所にて管理を行い、必要なもの以外は持ち出さないようにしています。	

	③⑨	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		写真やカードを示して伝達に利用しています。また個人ごとに連絡ノートを準備したり、電話をして連絡漏れのないようにしています。	
	④⑩	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		○	実習生を積極的に受け入れ、行事等にはボランティアの参加を促し児童が安心できるように心掛けています。	
非常時等の対応	④⑪	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		マニュアルを策定し訓練も実施しています。また必要に応じて保護者への周知を図っています。	
	④⑫	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		火災、地震等を想定し訓練を実施しています。	
	④⑬	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		契約時に保護者から情報を頂き、変更がある度に報告を頂いています。	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		医師からの直接指示は無く、保護者からの情報によりアレルギー一覧を作成し、給食提供事業所と情報を共有しています。	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		支援終了後にヒヤリハットを共有し不在の職員は後日確認をしています。	
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		法人内研修や外部研修に参加をして意識の向上に努めています。	
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		記載してしています。	